令和4年 7月14日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 竹內 功

- 1 競争入札に付する事項
- (2) 品名及び予定数量 入札金額内訳書による。
- (3) 規格等 入札金額内訳書及び仕様書による。
- (4) 契約期間 令和4年8月1日から令和5年3月31日まで
- (5) 納 入 場 所 仕様書による。
- (6) 入 札 方 式 入札後資格確認型一般競争入札 (開札後に入札参加資格の有無を確認)
- (6) 入 札 方 法
  - ア 入札は、紙面による入札で行う。
  - イ 入札金額は、予定総額(入札金額内訳書により見積もった額の合計額)を記載すること。
  - ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約 希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - エ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。
- 2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 又は暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をい う。)である者に該当しないこと。
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「病院機構」という。)又は広島市の競争入札参加資格「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「07-03 工業薬品」に登録されている者であること。
- (3) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構の競争入札参加資格若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 本市の区域内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者で毒物劇物取扱責任者資格を有する社員を有する者
- (7) 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しく は数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事 実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用 した者
- 3 開札日時及び場所
  - (1) 日時 令和4年7月25日(月)午前10時00分
  - (2) 場所 〒730-8518 広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階 地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課 電話 082-569-7836
  - (3) 配布資料の交付場所・仕様書の問い合わせ先前記(2)に同じ。
  - (4) 入札書等の提出方法等
    - ア 提出方法

持参又は郵送(配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。)に限る。

イ 提出期限

令和4年 7月22日(金)午後5時まで

- ウ 提出場所 前記(2)に同じ。
- (5) 入札回数
  - ア 入札は2回とする。
  - イ 開札後、予定価格を下回らなかった場合は、1度だけ再度入札を行う。
- (6) 開札の立会い
  - ア 入札参加者又は代理人(以下「入札参加者等」という。)は、開札に立ち会うこと(立会人は1者につき1名とする。)。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記(2)の契約課へ連絡すること。入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。
  - イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
  - ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明 書(社員証など)を提示しなければならない。
  - エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法等 開札後、最低入札価格提示者が提出(持参に限る。)すること。
  - ア 提出方法

持参に限る。

イ 提出期限

令和4年 7月25日(月)午後5時まで

ウ 提出場所

前記(2)に同じ。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者がした入札
- イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 再度入札を実施する場合において、初度入札(無効となった入札を除く。)の最低価格以上の価格でした入札
- エ 入札金額を訂正した入札
- オ 入札書に記名押印がない入札
- カ 入札書の記入文字が明確でない入札
- キ 同一の入札参加者若しくは代理人(復代理人を含む。)から2通以上の入札書が提出された入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

予定価格内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者(入札金額が同額の者が2者以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。)から順に入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。詳細は、入札説明書による。

(5) 契約金額

落札者の入札金額に対応する入札金額内訳書に記載された金額(契約金額が単価の場合は、各単価)に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。)をもって契約金額とする。

(6) 契約保証金

契約締結日までに、各年度の支払予定額(消費税及び地方消費税込み。契約金額が単価となる場合は、各契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計。以下同じ。)が同額の契約の場合は、支払予定額の100分の10以上を、また各年度の支払予定額が異なる契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高となる年度の支払予定額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならないただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(7) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

契約を締結しない落札者は、最高となる年度の支払予定額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構へ支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない落札者を病院機構における競争入札に参加させない措置を講じる。